

委員会・部門 功労賞表彰規程

一般社団法人日本粉体工業技術協会

第1条 協会は、委員会・部門の委員（委員経験者を含む）のうちから、永年委員会・部門の運営・活動に従事し、協会の発展に著しく寄与したと認められる者に対し、その功労をたたえ表彰する。但し、非会員法人の場合は、その旨明記し、事前に会長の承認を得るものとする。

第2条 表彰は、毎年1月の委員会・部門連絡会議の前日に会長が行う。

第3条 表彰は、賞状及び記念品を授与して行う。

第4条 表彰候補者の推薦は、別に定める書式により協会役員、各委員会委員長及び技術センター部門マネジャーから受けるものとする。

第5条 協会役員、各委員会委員長及び技術センター部門マネジャーからの推薦状の受付期限は、毎年9月30日（厳守）とする。

第6条 表彰候補者の推薦は、委員会・部門の主体性を尊重する。但し、協会役員、各委員会委員長及び技術センター部門マネジャーからの推薦状をもとに、推薦審査委員会において審査・調整・選考するが、原則として毎年5名以内とする。
なお、表彰候補者は、少なくとも委員として2期4年を超える者とし、次のいずれかを目安に選考されることが望ましい。

- (1) 委員会・部門の運営・活動に顕著に貢献したと認められる者
- (2) 委員会・部門活動を通じ、粉体工業技術の向上に、顕著に貢献したと認められる者
- (3) 既に協会賞（功労賞、技術賞）を受賞した者は、対象外とする。

第7条 表彰候補者は、原則として、各委員会毎年1名以内とし、推薦時には委員（委員経験者を含む）であることとする。

第8条 推薦審査委員会委員長は、表彰候補者の選考結果を、毎年10月31日までに会長に報告する。

第9条 会長は、前条の報告を理事会に諮り、その承認を得て表彰者を決定する。

（付 則）

この規程の制定及び改定は、理事会の承認を得た日から施行する。

（付 記）

平成26年 5月 8日 制定（理事会承認）

平成29年 3月15日 一部改定（理事会承認）

平成29年 11月14日 一部改定（理事会承認）